

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月21日 16時00分ごろ
発生場所	静岡県熱海市下多賀の護岸付近 伊豆網代港北防波堤灯台から真方位257° 1,300m付近 (概位 北緯35° 02.8′ 東経139° 04.5′)
事故の概要	水上オートバイリブ・マックスⅡは、遊走を終えて帰航中、護岸付近の岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年6月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ リブ・マックスⅡ、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	260-45978兵庫、株式会社リブ・マックス
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 2人（操縦者及び同乗者）
損傷	船底部に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、操縦者がその知人と共に熱海市所在のマリーナに集まり、操縦免許を受有する知人の操縦により、操縦者及び他の知人らを座席後部やえい航するトーイングチューブに乗せて遊走していた。</p> <p>操縦者は、水上オートバイに乗船するのが初めてであり、本船の座席後部に乗って何回か遊走した後、自身で操縦してみたいと思い、知人の1人（操縦免許なし、以下「同乗者」という。）を誘って、共に固型式の救命胴衣を着用し、棧橋に係留していた本船に乗り込んだ。</p> <p>本船は、操縦者が座席前部に乗って操縦し、座席後部に同乗者を乗せ、マリーナから北方に向かって設置された棧橋の西側から出発して、東西方向に延びる護岸の北方沖を15分ほど遊走した後、棧橋に戻ることにし、護岸に向けて南進した。</p> <p>操縦者は、座席後部に乗って遊走したとき、操縦していた知人が棧橋の西側に着ける際、直接棧橋に向かうのではなく、棧橋の北西方沖を護岸に向けて南進したのちに左転し、棧橋に向けて東進して本船を着陸させていたので、同様のコースで帰航するつもりであった。</p> <p>本船は、護岸に向けて南進した後、棧橋に向けて左転できずに護岸付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本船が乗り揚げた際の衝撃で岩場に投げ出され、操縦者が左腕に擦過傷を、同乗者が脊髄捻挫等を負った。</p> <p>操縦者は、事故発生直前に本船をどのように操縦したのかを覚えて</p>

	<p>おらず、また、遊走中に速度計を見る余裕がなく、どの程度の速力で航行していたのかも分からなかったが、徐々に操縦に慣れ、速力を上げて遊走しており、護岸に向けて南進中には、かなり速力が出ていたとの認識はあった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、飲酒をしておらず、体調に問題はなかった。</p>
分析	<p>本船は、遊走を終えて帰航中、操縦者が、護岸に向けて航行したのちに棧橋に向けて左転するつもりで南進した際、左転できずに護岸付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士免許を取得しておらず、また、本事故時、初めて水上オートバイを操縦する状況において速力を上げて航行したことから、左転できなかった可能性があると考えられるが、操縦者に本事故発生時の操船状況の記憶がないことから、左転できなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士免許を取得していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、遊走を終えて帰航中、操縦者が、護岸に向けて航行したのちに棧橋に向けて左転するつもりで南進した際、左転できずに護岸付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの操縦者は、余裕を持って進路を転じることができる安全な速力で航行すること。 ・特殊小型船舶操縦士免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。 ・小型船舶の船舶所有者は、レジャー目的で小型船舶を使用させる場合においても、レジャー参加者のうちから担当者を選任し、同担当者に操縦免許証の所持を確認させるなど、小型船舶操縦士免許を受有していない者が操縦することがないように措置を採ること。